

そこが聞きたい [医療事故調査制度]

インタビュー
横倉 義武氏
日本医師会会長



よしのり・よしたけ
1944年福岡県生まれ。久留米大医学部卒の外科医。ヨコクラ病院(福岡県みやま市)院長。福岡県医師会会長を経て、2012年4月から現職。昨年6月に再選され、現在2期目。

遺族と対立から対話へ

医療死亡事故の原因究明と再発防止を目的とする「医療事故調査制度」――11月が今年10月にスタートする。日本医師会の横倉義武会長に制度の意義や、医師会が果たすべき役割を聞いた。

厚生労働省の有識者検討会で3月に医療事故調査制度の運用指針がまとまりました。

医療事故調査制度では、まず死亡事故を起こした病院や診療所が院内調査を実施して原因を調査します。検討会では、その院内調査の報告書を遺族に手渡すかどうかが大きな議論になりました。こうした文書が警察の捜査に使われたことがあるた

えられてきましたが、この制度により対話的な関係になると期待しています。

――検討会では医療側から調査報告書に再発防止策を盛り込むことにも反対する意見が出ました。

再発防止策を記すと自分たちの対応がまずかったと認めたことになる。と危惧するものも少なくありません。しかし、医療現場が自ら再発防止に向けた取り組みを真剣に進め、その検討結果を報告しなければ、制度を作った意味は半減します。

1999年ごろから刑事事件になる医療事故が相次いだ結果、国民か

ら医療に不信の目が向けられ、民事訴訟も増えました。訴訟リスクの高い外科や産科を目指す医師が大きく減り、今も医師不足の影響を引きずっています。事故調査のモデル事業は10年前から始まりましたが、責任追及や処罰に結び付くとの懸念が医療界の一部に根強くあり、制度化はなかなか実現しませんでした。今回ようやく制度開始までたどり着いたことは、非常に感慨深いです。

――日本医師会は病院の求めに応じ、支援団体として院内調査を支援することになりました。

日本医師会には全国の医師の半数を超える約17万人の会員がいます。日本医学会や大病院とも密接な連携をとっています。病院や診療所で死亡事故が発生すれば、都道府県医師会が中心となって医療機関の相談を受け付け、ケースに適した専門医を派遣します。解剖などの専門医は都道府県単位では数が少ないこともあり、近畿や関東甲信越などブロック単位の広域で医師を確保することを検討しています。院内調査に人手をとられ、医師が不足するのは心配する声もありますが、広域に対応することで一部の医師に過度な負担がかからないよう配慮します。

――院内調査では遺族が納得するような中立性、透明性をどう担保するかが重要で。

福岡県医師会は事故があった医療機関に専門医を派遣して院内調査を行う取り組みを既に始めています。派遣された外部の医師が必ず院内調査委員会の委員長になることで中立

医療事故調査制度
全国約18万施設の医療機関に対し、診療行為中に患者の死亡事故が起きた場合、院内調査と第三者機関「医療事故調査・支援センター」への届け出・報告を院外に依頼できる。遺族は院内調査の結果に納得できなければセンターに独自調査を依頼できる。

性、透明性を高めているのです。日本医師会も福岡県医師会などの取り組みを参考にした枠組みを検討しています。

――医療事故の届け出を意図的にしない病院が出てくるのではと懸念する声もあります。

都道府県や地域の医師会は、以前から医療事故の遺族の相談も受け付けています。制度が始まれば、遺族の相談に応じて病院に事情を聴くことになり、病院が事故を届け出す遺族に強い不信と不満が残れば、真相を調べてほしいと警察に被害届を出すでしょう。警察の捜査を受けることは、医療現場に大きな負担となります。捜査に時間がかかれば、真相を早く知りたいと願う遺族にとっても望ましくありません。医療事故調査制度で対応することが医療側にも遺族にも一番いいはずで、制度の調査対象は、診療行為中の予期せぬ死亡事故――21です。事故後に院長らが事情を聴いた結果、担当医らが患者の死亡を予期していたと判断すれば、その事故は対象外になるとしましたが、これは救急医療などのケースに限定したものです。事故を起こした病院が恣意的に調査対象外としないよう、医師会

予期せぬ死亡事故
患者が死亡すると医師が予想できなかった医療事故。①死亡が予期されていたことを患者らに説明した②死亡が予期されることをカルテなどに記載した③病院管理者が担当医から事情聴取した結果、死亡が予期されていたと認められる――ケースは含まれない。

も注意して対応します。――院内調査の費用は医療機関が負担することになります。

調査費用は解剖や遺体の搬送費用を含め数十万円から100万円程度と想定しています。医療機関の負担とならないよう保険制度を創設して対応できないか、損保会社と相談しています。第三者機関に調査を依頼した遺族には費用を一部負担してもらおう制度になりました。ただ、医療の安全に寄与する費用は、本来国が負担すべきです。遺族の費用負担は最小限にとどめるべきでしょう。

問う一言 東京女子大、群馬大の大学院で死亡事故が相次いだ。横倉会長は両病院の事例の詳細は把握していないとしつつ、事故調査制度で調査していればその後の発生を回避できた可能性もあり、また回避する制度でなければならぬと強調する。医療の安全に対する国民の期待は大きい。責任追及につながるという理由で批判的な医師らの声もあるが、日本医師会は、患者や遺族団体の声も取り入れながら、国民に信頼される医療事故調査制度を目指し、支援の枠組みを作り上げてほしい。